

阿部彩 著『子どもの貧困 ——日本の不公平を考える』レジュメ

【阿部氏による「貧困」の定義】

「格差が存在する中でも、社会の中のどのような人も、それ以下であるべきではない生活水準、そのことを社会として許すべきではない、という基準」。

→「子どもにとって『許容できない生活水準とは何か』という問題意識から、日本社会が抱える「貧困」を論じる。

第一章 貧困世帯に育つということ

・貧困世帯に育つということは、子どもの現在および長期の成長に影響を与える。

(1) 六つの観点（学力、子育て環境、健康、虐待、非行、疎外感）から見た子どもの貧困

いずれの観点からも、貧しい子どもが、そうでない子どもに比べ「不利」な立場にあることがわかる。

(2) 大人になってからも不利

「子ども期に貧困であることの不利は、子ども期だけでは収まらない。この『不利』は、その子が成長し大人になってからも持続し、一生、その子につきまとう可能性がきわめて高い」。

「15歳時（義務教育の最終年齢）の貧困」⇒「限られた教育機会」⇒「恵まれない職」⇒「低所得」⇒「低い生活水準」という仮説。

(3) 子どもの成長へ影響を与える親の所得

・貧困と子どもの成長を結ぶ「経路」はさまざまであるとしても、親の収入は、多かれ少なかれ、子どもの成長に影響する。所得という経済的な「経路」の影響（所得効果）は無視できない。

第二章 子どもの貧困を測る

(1) 日本の子どもの貧困率は高いのか

・貧困（相対的貧困、貧困線、貧困率）と格差（ジニ係数）

「相対的貧困とは、人々がある社会の中で生活するためには、その社会の『通常』の生活レベルから一定距離以内の生活レベルが必要であるという考え方に基づく。」

⇒子どもの貧困を捕捉するうえで、「貧困率」という概念は有効だ。

「1990年代にはいつ頃から、子どもの貧困率は大きく上昇している。」「最新の2004年のデータでは、14.7%である。つまり、約七人に一人の子どもは貧困状態にある」。

Ex. 国際比較からみた日本の子どもの貧困率 (① 図2-3 P53)

「子どもの高い教育レベルは、教育方針のみならず、子どもたちの安定した生活経済レベルにも支えられているのである。」 Ex. 「フィンランド・メソッド」（2004年の子どもの貧困率が3%台）

(2) 貧困なのはどのような子どもか

・子どもの貧困と子どもの年齢の相関関係

「世帯タイプ別の貧困率 (② 表2-2 P56) を見ると、母子世帯の貧困率が突出して高いことがわかる (66%)。』

・親の所得・年齢と子どもの貧困

「子どもの貧困に直接関係しているのは、あくまで親の所得であり、それが、おそらく、子どもではなく、親の年齢と関係しているのであろう。」

「一昔前であれば、若い時点での子育ては、多かれ少なかれ経済的に困難であっても、子どもの成長とともに上昇する親の年齢の効果によって、給料も上がり、教育費をはじめとする子育て費の増加にも対応することができた。しかし、2004年時点に乳幼児をかかえている貧困の親たちは、今後、非正規労働などから解放され、所得の上昇を望めるのであろうか。」

・親の就業状況の子どもの貧困率 (③ 図2-9 P69)

日本において「大多数の場合、母親の収入が貧困率の削減にほとんど役立って」おらず、共働きという手段が子どもの貧困に有効に機能していない。

(3) 以上のデータの解析による貧困の分布

「母子世帯の子ども、0歳から2歳の乳幼児、若い父親をもつ子ども、多子世帯の子どもの貧困率が非常に高い。」⇒貧困は特定の層で比較的多く発生しやすい(貧困になりやすい層が存在する)。

第三章 だれのための政策か ——政府の政策を検証する

(1) 国際的にお粗末な日本の政策の現状

・各国の家族関係の給付の国民経済全体(GDP)に対する割合 (④ 図3-1 P77)

・教育関連の公的支出(対GDP比) (⑤ 図3-2 P78)

(2) 子どもの貧困率の逆転現象

税制度や社会保障制度を加味した、「再分配前所得/再分配後所得」(⑥ 図3-4 P96)をみた場合、OECD18カ国中、日本は唯一、再分配後所得における貧困率のほうが、再分配前の貧困率よりも高い。つまり、「社会保障制度や税制度によって、日本の子どもの貧困率は悪化しているのだ!」。そして、「日本の『低所得層』は、所得に不相応な負担を強いられており、『高所得層』は所得のシェアに比べると負担が少ない。このような所得と負担の配分の違いが、貧困率の『逆転』という現象を引き起こしているのである。」

⇒逆に言えば、「国が、どれほど貧困を減らすことにコミットしているかによって、貧困率は大きく左右される。」

第四章 追いつめられる母子世帯の子ども

(1) 「ワーキング・プア」としての母子世帯

・17人に1人は母子世帯に育っている。母子世帯の母親の平均年齢は、約40歳。母親の就労率が非常に高いにもかかわらず、経済状況が厳しい。

・ひとり親世帯の就労率 (⑦ 図4-1 P110)

・ひとり親世帯の子どもの貧困率 (⑧ 図4-2 P111)

(2) 「就労による自立」論の非現実性

「政府は『子育て支援』の一環として、育児と仕事を両立させる『ワーク・ライフ・バランス』を提唱しているにもかかわらず、母子世帯の母親に対してはさらなる『就労による自立』を促している。すでに精一杯働いている母親たちに『もっと働け』と迫ることは、母親自身の健康や幸福に悪影響を及ぼす

のはもちろんのこと、なによりも、母子世帯に育つ子どもたちに、さらなる負担と犠牲を強いることとなる。」

(3) 日本の母子世帯は「福祉依存」体質なのか？

・「母子世帯であっても、生活保護を受けているのは14世帯に1世帯程度であり、9割以上の世帯は勤労収入や」「児童扶養手当のみで生計をたてている。」

・「福祉依存」批判への反批判（日本における、母子世帯をめぐる現状）

〔1〕 母子世帯の生活苦は、母子世帯となってからの年数がたつにつれて軽減するものではない。

〔2〕 児童扶養手当は満額もらえたとしても、月四万円程度であり、それだけで生活するのは無理である。つまり、母子世帯は働かなければ生きていけない。

〔3〕 母子世帯となった当初と比べると、所得については、横ばい、または微増となるが、その後は特に教育費など子どもにかかわる経費の増加によって苦しくなる。

⇒ 日本の母子世帯の所得の低さは、「福祉依存」に起因するものではなく、母子世帯の母親の就業機会が長時間仕事をしても賃金が低い仕事に限定されていることに由来する。

第五章 学歴社会と子どもの貧困

すべての子どもが享受すべき最低限の教育とは何か

「学歴がモノを言い、やり直しが困難な社会では、『学校』『学歴』『親』『友人』を欠いた彼らが、自立して安定した生活をおくれるような職に就くことはむずかしいのが実情だ。」（大津和夫）

(1) 「メリトクラシー（業績主義）」の前提の崩壊

努力の格差／意欲の格差／希望格差の存在

「だれでも頭が良く生まれる確率があり」「だれでもがんばれば」それなりの学力を得ることができるという仮定が、「メリトクラシー」の前提に存在している。しかし、たとえば「努力」でさえも、社会階層の影響を受けているという現実が見過ごされている。

(2) 「意欲・努力・希望」の欠如論の陥穽

『低学歴』を『意欲』『努力』『希望』の低下によるものと結論づけてしまうと『教育の未達成には経済的な要因がある』という根本的な問題が軽視されてしまう可能性がある。（中略）これは『意識の問題』なので、政策課題ではない、と解釈されかねない。」

(3) 教育の「最低ライン」はどこか？

「貧困世帯であっても、生活保護世帯の子どもであっても、すべての子どもが身につけるべき最低限度の学力レベルがあるはずである。」

「社会の最底辺に生きる子どもたちの学力を向上させることは、子ども全体の平均的学力を向上させることと無関係ではない。」⇒OECDのPISA調査の結果 **(9 図5-4 P166)**

(4) 「最低限保障されるべき教育」の実現のために

・就学前の貧困対策である、アメリカの「ヘッド・スタート」プログラム

⇒「その内容は、健全な発育を促す教育プログラムのみならず、医療や歯科のチェックアップとフォロー、栄養サービス、両親向けの育児プログラム、そして家庭の育児環境に問題がある場合は各種の社会サービスの紹介など、親を含めた子どもの発育環境の全体を対象とする。」

第六章 子どもにとっての「必需品」を考える

- ・「相対的剥奪」(デプリベーション 強制された欠如 「剥奪」=社会における必需品がもてない状況)
⇒「貧困の再発見」⇒ヨーロッパの福祉国家のさらなる発展

「タウンゼントの発見は、ある一定の所得以下になると、剥奪の度合いが急激に増えることである。所得にはある『閾値(いきち)』があって、それを超えて所得が落ちてしまうと、生活が坂道を転がっていくように困窮に陥っていくというものである。」

- ・子どもの必需品に対する、日本の社会的支持の低さ
⇒「総中流神話」「機会の平等神話」「貧しくても幸せな家庭神話」

「相対的剥奪による貧困概念は、人々が考える『子どもの最低限の生活は何か』という問いに対する答えを導き出す上で、より直接的なアプローチである。」⇒貧相な貧困観の是正

第七章 「子ども対策」に向けて

(1) 「少子化対策」から「子ども対策」へ

- ・「少子化対策」としての、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(2007年)
- ・筆者が提唱する「子ども対策」の基本線

- [1] 子どもの基本的な成長にかかわる医療、基本的衣食住、少なくとも義務教育、そしてほぼ普遍的になった高校教育(生活)のアクセスを、すべての子どもが享受するべき。たとえ「完全な平等」を達成することが不可能だとしても、それを「いたしかたがない」と許容するのではなく、少しでも、そうでなくなる方向に向かうように努力するのが社会の姿勢として必要だ。
- [2] 現役世代の中でも、子どもを育てていたり、貧困線を下回る生活をしている世帯に対しては、せめて、負担が給付を上回ることがないように、税制、公的年金、公的医療保険、介護保険、生活保護を含めたすべての社会保障制度で考慮すべき。
- [3] 子どもに対する現金給付をどのような対象の子どもに与えるべきか、どのような方法を用いるべきか、という問題は別として、まず、その額について、今一度検討する必要がある。
- [4] 政策の対象を、「世帯」から「子ども」に移し、子どものある世帯に対する政策を一本化した「子ども対策」を打ち出し、すべての子どものウェル・ビーイングを向上するという理念が必要。
- [5] 日本の子どもの貧困の問題は欧米を悩ませていた「失業問題」ではなく、「ワーキング・プア」の問題である。

(2) 「所得控除」から「税額控除」へ ——給付付き税額控除を制度設計する

「[従来からの「所得控除」では] 所得が高く、税率が大きい人ほど、この制度から得る便益は大きい。貧困世帯のほとんどは所得が低いために税金を納めていないと思われるが、この層については所得控除は何の便益ももたらさない。／しかし、[払うべき税金の額そのものを減額する制度である]「税額控除」であれば、所得税の金額を直接減額する制度なので、所得階層にかかわらず同じ便益を得ることができる。(中略) 特に脚光を浴びているのが、『給付つき』の税額控除で、これは、収める(ママ)べき税金の額が税額控除より少ない場合は、逆にその差額分を『給付』として受け取ることができる制度である。」

【報告者によるまとめと感想】

いま、日本では七人に一人の割合で子どもが貧困状態に置かれている。「貧困」一般が社会にとって許されない状況であるとの意味であれば、子どもの貧困もまた、現時点の問題ばかりでなく、子どもが将来大人になるに際して貧困が引き継がれていくことが容易に予想できるだけに、看過できない問題だ。また、子どもの「意欲・努力・希望」格差だけを論じることは、子どもの貧困をめぐる現象面だけを捉えているだけであり、本質を見損なう可能性がある。つまり、子どもの貧困に大きく規定する究極的な要因が親の所得にあることを見逃してはならない。

そこで、子どもの両親の所得を加味した「世帯」という枠組みで子どもの貧困の捕捉を試みれば、母子世帯の貧困率が突出して高いことをデータ（P 56の表2-2 ②）は示している。同時に、母子世帯等が「福祉依存体質」に陥っているという見方も現実から遊離した俗説であることがわかる（P 110の図4-1 ⑦）。むしろ、母子世帯の母親は、福祉行政からは縁遠く、社会から孤立したまま、低収入・不安定雇用の職に従事しているというのが実態なのではないか。

では、日本において、「親」や「政府」というファクターが子どもの貧困を解消するように機能しているのだろうか。答えはノーと言わざるをえない。P 69の図2-9 ③が示しているように、母親の収入が貧困率の削減にほとんど役立っておらず、共働きという手段が子どもの貧困の解決に有効に機能していない。さらに、P 78の図3-2 ⑤が示しているように、日本は、再分配後所得における貧困率にほうが、再分配前の貧困率よりも高く、社会保障制度や税制度が子どもの貧困を拡大するという「逆転現象」が生じている。それでも、OECD 18カ国の同データが示すように、政府が貧困を減らすことに真剣にコミットすれば、貧困率は大きく減少することに注意を喚起したい。

この点において、阿部氏は子どもの貧困は社会全体の問題であるとして、貧困の軽減のために政府の介入に意味を見出している。方向性としては、母子世帯の場合には、母親の就業機会が長時間仕事をして賃金が低い仕事に限定されている現状をいかに変えていくか、などである。いま、「子どもの最低限の生活は何か」という問いに真摯に答える作業が求められている。それは同時に、この社会の貧相な貧困観を是正することでもある。

阿部氏は、具体的な素案として、政府施策の「少子化対策」から「子ども対策」への転換を求める。そこでは「世帯」という枠組みを解除して、すべての子どもひとりひとりのウェル・ビーイングの向上を目指すことが不可欠なとしている。本書は、その具体的な制度設計として、「所得控除」から「給付付き税額控除」への転換を提唱して、締めくくっている。

以上、本書の簡単なまとめを試みたが、私には不満がないわけではない。その不満は、「資本主義」というタームが一切登場しない点にある。私は、「貧困」（あるいは「格差」）は、日本において資本主義体制が生んだ、構造的な問題であると考え。それは、（所得などの）再分配は誰の手によって行なわれるか、という問題にも現われている。

例えば、阿部氏はP 78の図3-2 ⑤を使って、日本の所得再分配の「逆転現象」を指摘しているが、ではなぜそのような「逆転現象」が生じるのか、という問いが阿部氏には欠けている。この現象は単なる自然現象（天災）ではない。「貧困」の問題がどうしても表面的な分析に終始していないか。

そこで、仮に「貧困」というタームを「搾取」というタームに置き換えてみれば事態はより明確になるのではないか。「貧困」という概念がただ「貧困」状態が在るという事実を指摘して終わるのに対して、「搾取」という概念のほうが空間的・時間的な視野からその“発生史”をえぐり出せるなど、議論を発

展させるのに有意義と考える。

歴史的に「搾取」の構造が作り出されている点——ここでは「新自由主義」の施策——に着目したい。新自由主義の系譜は古くは1980年代の中曽根内閣の臨調にまで遡ることができるが、決定的だと私が考えるのが、1995年5月の日本経団連による「新時代の『日本的経営』」の提唱である。労働者を、「長期蓄積能力活用型グループ」（従来型の雇用形態。その中でも幹部は一部に絞り、成果主義賃金）、「高度専門能力活用型グループ」「雇用柔軟型グループ」（いずれも、有期契約で年俸性とし、雇用調整がしやすく、賃金が安い）というかたちで、三分割して、労働力の「弾力化」「流動化」を進め、総人件費を節約し、「低コスト」化の推進を図った。その結果、現在、雇用者5146万人のうち、正規の職員・従業員は3370万人、非正規の職員・従業員は1775万人という形で、非正規雇用は急増した（総務省 労働力調査 2012年4月～6月）。繰り返しになるが、この事態は「自然現象」ではなく、人為的に計画的に造られてきたものなのだ。このような社会を作った“作り手”による作為を明示することが求められている。（ちなみに、音楽評論家の平井玄氏は著書『ミッキーマウスのプロレタリア宣言』でこの三つの労働者層を「犬」に例えている。すなわち、「長期蓄積能力活用型人間」は「家畜能力活用型犬」に、「高度専門能力活用型人間」は「サバイバル能力活用型犬」、「雇用柔軟型人間」は「生死柔軟型犬」と）。

『結果』の平等よりも、『機会』の平等を重視すべきだ」とは、「行き過ぎた」社会保障への批判として、しばしば使われるフレーズだ。しかし、阿部氏の論考は、「貧困」がある特定の社会層に集中的にあらわれるにせよ、日本にあって「機会」の平等すら満足に確保されてきたと言えるだろうか、と問うている。つまり、人生という“ゲーム”にあって、初期条件（スタート・ライン）においてすら、すでに不利な状態に置かれている場合が多々あるのだ（とりわけ、本書では「子ども」における貧困という、最も平等であるべき初期条件においてすら格差が生じていることが指摘されている）。

総じて、資本主義社会の構造的な矛盾にまで議論を進めなければならないと考える。「資本」の体现者としての「資本家階級」と、「労働力」を商品として売って生計をたてる「労働者階級」との、相剋に光を照らすという、階級的なもの見方によって、現代社会を見据える必要がある。まやかしのベールによって覆われ秘匿された、資本主義の搾取構造を明るみにだし、その是正・変革が必要だと考える。それは、今後の課題となるだろうが。

【以上】